



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 3月16日火曜日 第1541号

## ◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（川之江市）.....	231
町の区域の変更（ " ）.....	231
医療機関の指定.....	231
指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更.....	231
指定医療機関の廃止の届出.....	232
医療機関の指定.....	232
指定医療機関の廃止.....	232
医師の指定.....	232
指定医師の所在地の変更.....	233
指定医療機関の名称の変更.....	233
指定医療機関の業務の廃止の届出.....	233
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）.....	233
町営土地改良事業の計画の変更の同意.....	234
村営土地改良事業の換地処分.....	235
県営土地改良事業の工事の完了.....	235
保安林の指定の解除（3件）.....	235
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	235
土地収用法に基づく事業の認定.....	235
基本測量の終了の通知.....	236
道路の区域変更（県道池田川崎線）.....	236
道路の供用開始（ " ）.....	236
道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	237
道路の供用開始（ " ）.....	237
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	237
道路の区域変更（県道野村城川線）.....	237
道路の区域変更（県道柿之浦下波線）.....	238
道路の供用開始（ " ）.....	238
道路の区域変更（県道宇和三間線外）.....	238
道路の区域変更（県道長月城辺線）.....	238
道路の供用開始（ " ）.....	239
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	239
道路の供用開始（ " ）.....	239
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	239
道路の供用開始（ " ）.....	240
車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定.....	240
車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法.....	240
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	243
道路の位置の指定.....	243

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 243

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 244

## 告 示

### ○愛媛県告示第 471 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、川之江市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は川之江市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 3月16日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
川之江市川之江町4116、4125、4181の1、4181の4及び4182の地先	65,921.53

### ○愛媛県告示第 472 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、川之江市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 3月16日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
川之江町	川之江市川之江町4116、4125、4181の1、4181の4及び4182の地先公有水面埋立地	65,921.53

### ○愛媛県告示第 473 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年 3月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
今岡歯科	今岡美佐子	越智郡伯方町伊方甲19-33-1	平成16年 3月1日
さくら歯科医院	長谷川 淳	伊予郡松前町大間165	平成16年 2月24日
宮崎内科	医療法人宮崎内科	川之江市妻鳥町473番地2	平成16年 2月1日

### ○愛媛県告示第 474 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人順天会	今治市北日吉町一丁目10番50号	第一訪問看護ステーションかとれあ	(変更後) 今治市北日吉町一丁目19番15号 (変更前) 今治市北日吉町一丁目10番53号	平成15年10月9日

○愛媛県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
田代内科	田代信吾	伊予郡松前町上高柳231	平成16年1月1日
なごみ調剤薬局	周村和枝	伊予郡砥部町高尾田857番地3	平成15年10月1日
村上外科医院	村上則之	大洲市大洲639	平成15年12月1日
宮崎内科	宮崎修一	川之江市妻鳥町473番地2	平成16年2月1日
三島進藤医院	進藤正光	伊予三島市中央二丁目12-12	平成15年1月24日
高橋医院	高橋徳三郎	伊予市灘町188	平成14年12月21日
木村脳神経外科	医療法人サマリヤ会	伊予市米湊266-1	平成16年2月1日
トマト薬局伊予店	株式会社トマト	伊予市米湊255番地3	平成16年2月1日

○愛媛県告示第476号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定年月日
2623	中村貢	中村脳神経外科	伊予市米湊786-1	平成16.2.2
2624	医療法人瀬戸医心会	三好整形外科医院	北条市小川甲82	平成16.2.2

○愛媛県告示第478号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・音声又は言語機能障害	内科	医療法人社団更生会 村上記念病院	井上愛	西条市大町739	平成16年3月1日

2625	医療法人村上医院	村上医院	越智郡吉海町大字本庄2988-1	平成16.2.2
2626	医療法人宮崎内科	宮崎内科	川之江市妻鳥町473-2	平成16.3.1
2627	今岡美佐子	今岡歯科	越智郡伯方町伊方甲1933-1	平成16.3.1
2628	西田雅一	西田歯科医院	伊予郡松前町大字恵久美634-2	平成16.3.1

○愛媛県告示第477号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃止年月日
2080	医療法人社団松浦クリニック	松浦クリニック	越智郡大三島町大字宮浦5615	平成15.12.27
1336	田代信吾	田代内科	伊予郡松前町上高柳231	平成15.12.31
2057	村上典由	村上医院	越智郡吉海町大字本庄2988-1	平成15.12.31
10316	内舂富男	ウチマス薬局本店	宇和島市佐伯町一丁目1-9	平成15.12.31
2485	三好諄	三好整形外科医院	北条市小川甲82	平成16.1.1
1944	医療法人サマリヤ会	木村脳神経外科	伊予市米湊266-1	平成16.1.31
2539	宮崎修一	宮崎内科	川之江市妻鳥町473-2	平成16.1.31
10525	株式会社ブリポート	新居浜ブリポート薬局	新居浜市新田町一丁目1-37	平成16.1.31

〃	〃	〃	高岡 洋子	〃	〃
〃	〃	〃	村上 匡人	〃	〃
肢体不自由・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	口羽外科胃腸科医院	口羽 正知	北宇和郡津島町大字高田丙547 - 1	〃
心臓・呼吸器機能障害	〃	公立周桑病院	中川 秀和	東予市壬生川131	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・音声又は言語機能障害	内 科	国保一本松病院	米山 孝	南宇和郡一本松町増田5056 - 2	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器・音声又は言語機能障害	〃	〃	岸田 正人	〃	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	町立宇和病院	仲村 聡夫	東宇和郡宇和町大字卯之町1丁目246	〃

○愛媛県告示第 479 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。  
平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸 守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
津田 泰彦	愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13 - 27	西条中央病院	西条市朔日市804	平成16年1月16日
兵頭 純	医療法人弘仁会 共立病院	東予市三津屋南9 - 10	〃	〃	〃
桑嶋 英樹	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	住友別子病院	新居浜市王子町3 - 1	〃
相原 敬	愛媛十全医療学院附属病院	温泉郡川内町南方561	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	平成13年4月1日

○愛媛県告示第 480 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第23条の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。  
平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸 守行

名 称		変更年月日
変更前	変更後	
柿原薬局	青空薬局	平成15年12月8日

○愛媛県告示第 481 号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第2号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。  
平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸 守行

名 称	廃止年月日
新居浜ブリポート薬局	平成16年1月31日

○愛媛県告示第 482 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸 守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後10時	平成16年 5月1日	平成16年 3月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
セブンスター別府店	松山市別府町527番外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後10時	平成16年 5月1日	平成16年 3月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
セブンスター重信店	温泉郡重信町大字樋口字前川甲1424番7外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後10時	平成16年 5月1日	平成16年 3月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の

規定により、波方町から協議のあった土地改良事業（ため池等整備事業・用呂越地区）の計画の変更に平成16年3月5日

同意した。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第485号

平成16年3月3日美川村営棚田保全整備事業沢渡地区（A工区）の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第486号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
湛水防除事業	八日市地区	平成16年1月13日

○愛媛県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
伊予三島市具定町字分木乙55の4、字日之尾山乙64の23、乙64の28から乙64の32まで
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
伊予三島市具定町字日之尾山乙64の24から乙64の27まで
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
松山市由良町乙282の9
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第490号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
伊予三島市富郷町寒川山字都ヶ谷乙1199の5から乙1199の7まで、乙1240の5、乙1240の6
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第491号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
温泉郡重信町大字山之内字本谷北平乙315の5、乙315の6、乙323の6から乙323の9まで
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第492号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 起業者の名称  
波方町
- 事業の種類  
樋口児童センター建設事業
- 起業地
  - 収用の部分  
愛媛県越智郡波方町大字樋口字後地内
  - 使用の部分  
なし
- 事業の認定をした理由

平成16年2月12日に、波方町から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
児童福祉法第35条第3項において、市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができることと規定されていることから、本件事業の起業者である波方町は、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、起業者は、本件事業の実施年度に必要な工事費、用地費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実に認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
本件事業は、既存の2児童館の中核施設として、児童館が未整備となっている波方町樋口地区に児童センターを新築するものである。

ア 本件事業は、波方町樋口地区及び養老地区の児童を対象として、健全で安全な遊び場、トレーニング機器、高度情報化時代に対応した視聴覚機器等を整備するものであり、児童の健全育成及び体力増進に寄与することが見込まれ、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であり、起業地の範囲も必要最小限に限定されていると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について  
本件事業は、児童の健全な育成を図る拠点として、地元樋口地区の住民の強い要望に基づき整備するもので、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論  
(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
波方町役場

○愛媛県告示第493号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（一等重力測量）
- 2 作業期間 平成15年5月8日から  
平成15年12月12日まで
- 3 作業地域 松山市、八幡浜市、宇和島市

○愛媛県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	池田川崎線	喜多郡内子町大瀬南4820番2から 同町大瀬南5033番3まで	旧	メートル 4.0～13.3	キロメートル 0.369	
			新	5.4～19.4	0.369	

○愛媛県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田川崎線	喜多郡内子町大瀬南4820番2から 同町大瀬南5033番3まで	平成16年3月16日

## ○愛媛県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字卯之町四丁目519番2から 同大字五丁目260番2まで	旧	メートル 17.8~29.8	キロメートル 0.503	
			新	17.8~28.6	0.503	

## ○愛媛県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字卯之町四丁目520番4から 同大字五丁目263番4まで	平成16年3月16日

## ○愛媛県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林667番から 同大字666番1まで	旧	メートル 3.4~10.0 18.8~34.0	キロメートル 0.100 0.039	
			新	18.8~34.0	0.039	
"	"	喜多郡肱川町大字予子林664番2から 同大字191番5まで	旧	3.3~10.3 44.4~54.7	0.080 0.031	
			新	44.4~54.7	0.031	

## ○愛媛県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村城川線	東宇和郡城川町大字魚成7088番地先から 同大字7061番1地先まで	旧	メートル 4.2~31.0 10.6~28.8	キロメートル 0.142 0.118	
			新	10.6~28.8	0.118	

## ○愛媛県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柿之浦下波線	宇和島市遊子4832番7から 同市遊子4829番8まで	旧	メートル 10.0~12.2	キロメートル 0.030	
			新	10.0~19.4	0.030	

## ○愛媛県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柿之浦下波線	宇和島市遊子4832番7から 同市遊子4829番8まで	平成16年3月16日

## ○愛媛県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字務田738番5から 同大字731番まで	旧	メートル 11.6~33.8	キロメートル 0.230	
			新	15.0~59.4	0.230	
"	広見吉田線	北宇和郡三間町大字務田738番5から 同町大字曾根957番1地先まで	旧	6.4~25.0	0.111	
			新	13.6~41.0	0.111	

## ○愛媛県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長月城辺線	南宇和郡御荘町長月914番4から 同町長月853番2地先まで	旧	メートル 5.0~6.0	キロメートル 0.025	
			新	11.0~13.0	0.025	
"	"	南宇和郡御荘町長月1552番から 同町長月980番1地先まで	旧	4.6~9.4	0.077	
			新	4.6~11.4	0.077	

## ○愛媛県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長月城辺線	南宇和郡御荘町長月914番4から 同町長月853番2地先まで	平成16年3月16日
"	"	南宇和郡御荘町長月1552番から 同町長月980番1地先まで	"

## ○愛媛県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町麦ヶ浦449番4から 同町麦ヶ浦449番5まで	旧	メートル 5.6~20.0	キロメートル 0.224	
			新	6.0~55.0	0.208	

## ○愛媛県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町麦ヶ浦449番4から 同町麦ヶ浦449番5まで	平成16年3月16日

## ○愛媛県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町樽見359番2から 同町樽見358番2まで	旧	メートル 6.4～12.6	キロメートル 0.031	
			新	7.4～26.0	0.031	

## ○愛媛県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町樽見359番2から 同町樽見358番2まで	平成16年3月16日

## ○愛媛県告示第509号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	松山港線	松山市会津町1番4地先から 同市古三津二丁目1287番まで	平成16年4月1日
"	"	松山市高浜町六丁目1605番1から 同市内浜町20番6地先まで	"
"	吉田宇和島線	宇和島市住吉町二丁目327番74地先から 同町一丁目601番9地先まで	"

## ○愛媛県告示第510号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成16年3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一 般 国 道	197号	東宇和郡城川町大字嘉喜尾4811番4地先から 大洲市菅田町菅田字幸田臺甲3071番5地先まで	平成16年3月22日
"	"	西宇和郡保内町宮内2番耕地134番1地先から 同郡三崎町三崎字ハマ2000番2まで	"
"	317号	今治市小泉三丁目1番1から 同市別宮町一丁目4番1まで	"

"	"	越智郡吉海町大字名3610番から 同郡宮窪町大字宮窪4090番まで	"
"	319号	伊予三島市中曾根町字生吉1712番3地先から 同市金子二丁目字金子2101番5まで	"
"	378号	伊予市下吾川字馬塚956番1から 西宇和郡保内町宮内2番耕地134番1地先まで	"
"	437号	松山市中央二丁目23番1地先から 同市三津一丁目12番地先まで	"
"	441号	東宇和郡野村町大字阿下7号34番1地先から 同郡城川町大字田穂1368番地先まで	"
県 道	新居浜角野線	新居浜市繁本町甲720番3から 同市松原町甲4787番4まで	"
"	壬生川新居浜野田線	東予市三津屋南3番33地先から 同市三津屋南3番37地先まで	"
"	"	周桑郡小松町大字新屋敷字三ノ坪甲1153番5から 西条市下島山甲1345番2まで	"
"	"	西条市船屋甲229番1から 新居浜市磯浦町361番1まで	"
"	"	新居浜市繁本町720番3から 同市多喜浜67番173まで	"
"	今治港線	今治市片原町一丁目1番11から 同市別宮町一丁目2番17まで	"
"	松山空港線	松山市南吉田町1681番1地先から 同市空港通二丁目188番1地先まで	"
"	松山港線	松山市高浜町2232番2地先から 同市三杉町1番地先まで	"
"	"	松山市中央二丁目23番1地先から 同市中央一丁目7番地先まで	"
"	伊予松山港線	伊予郡松前町大字筒井1115番1地先から 松山市南吉田町1466番1地先まで	"
"	"	松山市南吉田町1682番4地先から 同市三津三丁目20番地先まで	"
"	伊予川内線	伊予市下吾川字馬塚1004番1から 温泉郡川内町大字南方字竹之鼻1604番1地先まで	"
"	八幡浜宇和線	東宇和郡宇和町大字上松葉196番1地先から 同町大字れんげ965番30地先まで	"
"	野村城川町	東宇和郡城川町大字田穂1368番地先から 同町大字嘉喜尾4811番4地先まで	"

"	今治波方港線	今治市長沢字堂之前甲559番 6 から 同市常盤町三丁目 5 番15まで	"
"	松山東部環状線	松山市安城寺町729番 1 地先から 同市鴨川二丁目11番地先まで	"
"	新居浜別子山線	新居浜市船木4475番 1 から 同市船木4132番 6 まで	"
"	壬生川丹原線	東予市三津屋東55番から 同市北条1600番 1 地先まで	"
"	"	東予市北条1649番 1 地先から 周桑郡丹原町大字今井352番 1 地先まで	"
"	広見三間宇和島線	北宇和郡三間町大字迫目331番から 宇和島市伊吹町1470番 5 まで	"
"	川之江港線	川之江市川之江町4056番10から 同市川之江町番外683番16まで	"
"	壬生川港小松線	東予市今在家734番地先から 西条市氷見甲222番 5 まで	"
"	石鎚丹原線	周桑郡小松町大字大頭字山本甲293番 4 から 同郡丹原町大字今井352番 1 地先まで	"
"	東予港三津屋線	東予市北条1206番 1 地先から 同市三津屋東54番まで	"
"	今治停車場線	今治市北宝来町二丁目 2 番25から 同市別宮町二丁目 1 番11まで	"
"	湯山北条線	北条市河原字乙田甲431番から 同市下難波字御領田甲234番 1 地先まで	"
"	六軒家石手線	松山市中央一丁目 5 番地先から 同市本町六丁目 7 番地先まで	"
"	久米垣生線	松山市余戸南四丁目1328番 1 地先から 同市西垣生町563番 1 地先まで	"
"	長井方堀江線	松山市堀江町1926番地先から 同町1867番地先まで	"
"	宇和島港線	宇和島市築地町二丁目1000番 1 から 同市栄町港三丁目4000番まで	"
"	無月宇和島線	宇和島市保手一丁目 3 番30地先から 同市明倫町 3 番17地先まで	"
"	伊予宮野下停車場務田線	北宇和郡三間町大字迫目331番から 同町大字迫目43番 2 まで	"
"	"	北宇和郡三間町宮野下44番 1 から 同町宮野下215番 1 まで	"

"	広見吉田線	北宇和郡三間町宮野下44番 1 から 同町大字元宗100番 2 まで	"
"	伊延永長線	東宇和郡宇和町大字れんげ965番30地先から 同町大字清沢1545番地先まで	"
"	松山松前伊予線	松山市余戸南四丁目1328番 1 地先から 伊予郡松前町西高柳534番 2 地先まで	"
"	三島川之江港線	川之江市妻鳥町字庄境352番10から 同町字中足鍋1773番 2 まで	"
"	新居浜東港線	新居浜市多喜浜514番 4 から 同市松神子二丁目1025番 1 まで	"
"	平田北条線	松山市平田町214番 2 から 北条市河原字六反地372番 2 まで	"

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第 511 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画ごみ焼却場 2 西海町ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 512 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置  
西宇和郡保内町川之石 1 番耕地 110 番 1 及び 110 番 4
- 2 申請人の住所氏名  
西宇和郡保内町川之石 3 番耕地 298 番地22  
美土里不動産  
代表者 安藤 達郎
- 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 3月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 3月 4日	NPO法人 環境NPOサン・ラブ	入 江 英 昭	愛媛県喜多郡内子町内子1471番地	この法人は、環境にやさしいまちをつくるため、環境の保全を図る活動を通して、町民の環境意識の高揚と環境への負荷を低減する行動を進め、地域資源の循環的な利用促進を構築することで豊かな自然環境と生活環境を次世代に引き継ぎ、公益に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成16年3月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	社会福祉法人旭川荘旭川荘南愛媛病院	北宇和郡広見町大字永野市1607